



30小教第3445号
平成31年2月28日

小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 殿

小郡市教育委員会
教育長 清武 輝



労働安全衛生法に基づく産業医の推薦について（依頼）

向春の候、貴職におかれましては、ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本市の教育行政に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当教育委員会では、市立小・中学校に勤務する教職員の安全及び健康等を確保するため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備を推進しているところです。

つきましては、貴医師会会員より同法第13条に基づく産業医の御推薦をお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 産業医 | 1 名 |
| 2 対象校 | 小郡市立味坂小学校
小郡市立小郡小学校
小郡市立御原小学校
小郡市立立石小学校
小郡市立大原小学校
小郡市立東野小学校
小郡市立のぞみが丘小学校
小郡市立宝城中学校
小郡市立大原中学校
小郡市立立石中学校
小郡市立小郡中学校 |
| 3 委嘱期間 | 平成31年4月1日～ |

産 業 医 委 嘱 覚 書 (案)

小郡市（以下「甲」という。）と小郡三井医師会所属（以下「乙」という。）は、労働安全衛生法第13条に基づく産業医委嘱に関して、下記のとおり覚書を交換する。

記

第1条 甲は別表に掲げる甲の事業場（以下「本事業場」という。）における労働安全衛生法第13条の産業医を乙に委嘱し、乙はこれを承諾した。

第2条 乙は本事業場において労働安全衛生規則第14条及び第15条に規定する職務を行うものとする。

第3条 甲は労働安全衛生法第18条第2項第3号により、乙を本事業場における衛生委員会の委員に指名し、乙はこれを承諾した。

第4条 甲は乙に対し労働安全衛生規則第14条の4に基づき、労働安全衛生規則第14条第1項各号の職務を行う権限を与え、その職務遂行につき全面的に協力する。

2 甲は乙のなす労働安全衛生法第13条第5項及び労働安全衛生規則第14条第3項に基づく勧告、指導、助言などを尊重し必要な措置を行うように努める。

第5条 甲は乙に対し、本事業場の労働者の健康管理に関し、必要な資料、情報を提供するものとし、乙は職務上知り得た本事業場及びその従業員の秘密を医師としての良心に従って厳守するものとする。

第6条 甲は乙に対して報酬として月額23,000円及び管理対象者一人につき月額40円を支払うものとする。ただし、健康診断はそれぞれ別に定める規定に従って実施の都度支払う。

第7条 乙が本覚書に定める職務を遂行中に生じた第三者に対する人的及び物的事故については、乙の故意又は重大な過失に基づくものを除き、全て甲の責任において処理し補償するものとする。

- 2 乙が本覚書に定める職務を遂行のために被災した人的事故については、本事業場などへの往復途上も含め、甲は乙の損害を補償する責任を負うものとする。物的事故についても同様とし、甲乙協議の上、甲は乙に対して損害を補償するものとする。

第8条 甲は乙の産業医選任を遅滞なく、所轄労働基準監督署に届け出るものとする。

- 2 乙が産業医でなくなったときも同様とする。

第9条 本覚書の有効期限は2020年3月31日までとする。期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも異議の申し出がない場合には、さらに1年覚書を更新するものとし、以後も同様とする。

第10条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関する疑義については、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この覚書を証するため本書3通を作成し、甲乙並びに乙の所属医師会長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

2019年4月1日

甲 名 称 福岡県小郡市

代 表 者 小郡市長 加 地 良 光

乙 住 所

医療機関名

氏 名

立会人

小郡三井医師会長 島 田 昇 二 郎

別表

学 校 名	住 所
味坂小学校	小郡市八坂 4 5 6 番地 1
小郡小学校	小郡市小坂井 2 8 8 番地
御原小学校	小郡市二夕 3 1 6 番地
立石小学校	小郡市吹上 9 6 8 番地 2
大原小学校	小郡市大保 1 3 9 4 番地
東野小学校	小郡市小郡 2 4 0 9 番地 4
のぞみが丘小学校	小郡市希みが丘五丁目 2 番地 1 7
宝城中学校	小郡市八坂 2 6 番地 1
大原中学校	小郡市小郡 7 7 2 番地
立石中学校	小郡市吹上 1 0 4 5 番地
小郡中学校	小郡市寺福童 6 6 8 番地